

# 大府 かわら版



3月議会

# 利用者本位の制度へ

日本共産党 久永かずえ 市議

# 改善求める

主に新年度予算を審議する3月議会が2月24日(火)から始まっています。日本共産党の久永かずえ議員は、2日目の2月25日、所属する総務委員会の所管以外の、生活保護など9事業について質問しました。その一部を報告します。

## 生活保護は人として生きる権利 申請者の思いに寄り添った対応を

### ▼1円単位まで 所持金調べるのか？

●久永市議の質問：国が「財布の中身の確認をする規定はない」としていることを、新年度はどのように徹底していくのか？

◆市の答弁：申請の際の資産調査は、正確な資力の把握に向けて引き続き厳格に実施していく。

●久永市議の質問：職員が財布の中身を覗き込んだかどうかではない。問題は、申請者の「資力」を1円単位まで把握することが審査にどう影響するのか、だ。

◆市の答弁：所持金と資産の保有状況は、生活保護の要否だけでなく保護受給となった場合の保護費の算定に必要。正確な金額把握の必要があるため、今後も引き続き厳格に資産調査を実施していく。

### ▼宿泊のサポートは？

●久永市議の質問：無料でも低額でもない「貧困ビジネス」が存在している。大府市に住む所のない生活保護申請者に紹介する「無料低額宿泊所」は「貧困ビジネス」かどうかを市はどう見極めているのか。

◆市の答弁：生活空間及び食事を提供し健全な生活を支援するために必要

## 障害者控除の認定制度改善を 「申請ありき」でなくプッシュ型に

●久永市議の質問：現在「障害者控除認定書」は対象者でも窓口で申請しなければ交付されないが、令和8年度はどうか。全ての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の市民に同「認定書」をプッシュ型で個別送付されるのか。

◆市の答弁：申請に基づき個別に確認の上で交付しているため、プッシュ型で送付はしていない

●久永市議の質問：愛知県内で自動的に送付している自治体は6割以上。本来対象となる世帯の申請漏れを防ぐことが市民サービスと考えるが、大府市はなぜプッシュ型で行わないのか。

◆市の答弁：介護保険に基づく要介護認定は、その方への介護の手間のかかり具合を判断するものであり、その要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象とはならない。

障害者控除対象者認定書は、身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上で寝たきりや認知症などの症状

な社会資源として、引き続き活用していく。

●久永市議の質問：答弁されていない。例えば家賃や食費、水道光熱費はどれくらいなのか、金額を把握しているのか。

◆市の答弁：社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業で知事への届け出が義務付けられている重要な社会資源であるため、生活困窮者の支援策として、今後も活用していく。

## ○不登校の子らに 学校給食の提供を

●久永市議の質問：長期欠席者が通う「第2レインボーハウス」の開設に向けて、給食は提供するのか。

◆市の答弁：予定していない

●久永市議の質問：第2レインボーハウスは北中に、現在のレインボーハウスは石ヶ瀬小学校にそれぞれ隣接している。大府市の自校方式を生かして検討する考えはないか。

がある方に、所得税などの障害者控除を適用するために発行する証明書などで、要介護認定書のみで一律交付ではなく、医師の意見書や障害の程度を確認しながら判断するものになる。

## 再録

### 3月議会の日程

いずれも午前9時より

3月市議会は、本会議一般質問を経て各常任委員会での議案審議に移ります。

日本共産党・久永かずえ議員は、所属する総務委員会で12日に質疑・討論を行う予定です。

3/10 建設産業委員会

11 厚生文教委員会

12 総務委員会(久永議員)

17 最終日

相談はお気軽に  
声かけください



生活相談 日常生活の困りごとについてご相談ください。

法律相談 予約制で弁護士が対応

3月25日(水)午後6時～ 無料

お急ぎの方も、まずは久永議員へ

久永かずえ 090-1758-3521  
携帯電話

## 25日に変更しました

3月の生活・法律相談日を前号で18日とお知らせしましたが、弁護士さんの都合で25日に変更しました。急な変更で申し訳ありませんが、25日にぜひご利用くださるようご案内します。